

# スーパースカルプ発毛センター における 新型コロナウイルス対応ガイドライン

2020年7月2日 作成

2023年12月 改訂

一般社団法人 スーパースカルプ発毛協会

スーパースカルプ発毛センター運営事務局

## 新型コロナウイルス対策ガイドライン改定にあたり

一般社団法人 スーパースカルプ発毛協会では、新型コロナウイルス拡大防止のため、全国のスーパースカルプ発毛センターを運営する事業者の皆様へ本ガイドラインによる徹底した衛生管理の実施やお客様への注意喚起などをお願いさせていただき、格別なる御協力を頂いておりますことに対し衷心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染の収束の見通しが未だ立たない状況ではありますが、スーパースカルプ発毛協会としてもこの感染症の特徴を踏まえた継続的な対応をとることが必要とされます。発毛技能士は、お客様が人間としての尊厳を維持し、健康で美しく幸福であることを願っています。私たち発毛サービスに携わる者は、このような普遍的なニーズに応え、人々の健康と美容を通して心身に満足感を与え、社会に貢献することを使命としています。

発毛サービスはお客様の肌に直接触れる仕事であることを十分に認識して、徹底した衛生管理を実践し、感染拡大を防ぐことが重要です。そのため、サロンのお客様ならびに発毛技能士の生命と健康を守るために、運営ガイドラインを定め、この度改訂を致しました。個々のサロンの責任のもとに判断すべき項目もございますが、全国のスーパースカルプ発毛センター事業者の皆様にはご高覧の上、格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 目次

I. 新型コロナウイルス感染症への基本的理解	4 ページ
II. サロンで考えられる新型コロナウイルスの感染リスク	6 ページ
III. サロンでの感染拡大防止のための対応	9 ページ
1. お客様への対応	
対応指針 1 : お客様への注意喚起を実施すること。	
対応指針 2 : 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中の、通常営業時からの変更事項についても周知すること。	
対応指針 3 : 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。	
対応指針 4 : 新型コロナウイルス感染者がサロンのお客様の中から発生した場合の情報開示について確認すること。	
2. 店舗の営業に関する対応	13 ページ
対応指針 5 : サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。	
3. スタッフの健康管理／処遇	18 ページ
対応指針 6 : スタッフの健康管理を徹底し、お客様とスタッフを守り、スタッフに対して公平で公正な処遇をすること。	
4. 緊急時の対応について	21 ページ
対応指針 7 : お客様に関する感染情報に接した場合の対処を徹底すること。	
5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対処	21 ページ
対応指針 8 : 予約キャンセル等への対処の仕方をあらかじめ決めておくこと。	
最後に	22 ページ

## I 新型コロナウイルス感染症への基本的理解

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります。
- ・ 重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人、妊娠後期の妊婦です。重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があげられます。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7日から10日間程度とされています。また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの方は他の人に感染させていないと考えられています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、
  - ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
  - ② 密集場所（多くの人が密集している）
  - ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発生が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のうちいずれかひとつであっても感染リスクが高まるとされます。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査があります。
- ・ 新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療は、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要に応じて解熱薬などの対症療法を行います。ただし、重症化リスクのある方については、中和抗体薬の投与を行い重症化を予

防します。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬、抗ウイルス薬・免疫調整薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器や体外式膜型人工肺（Extracorporeal membrane oxygenation：ECMO）等による集中治療を行うことがあります。

- ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約 2 週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられています。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要があります。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株（Variants of Concern：VOC）、注目すべき変異株（Variants of Interest：VOI）、監視下の変異株（Variant Under Monitoring：VUM）に分類しています。
- ・ 国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されています。

#### 【オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し】

- ① 発生届の対象者の見直し（全数届出の見直し） 感染症法第 12 条に定める発生届の対象者について、（i）65 歳以上、（ii）入院を要する者、（iii）重症化リスク（新規）があり治療薬投与等が必要な者、（iv）妊娠している者の 4 類型に限定し、令和 4 年 9 月 26 日より全国一律で適用する。（略）
- ② 陽性者の自宅療養期間の見直し 自宅療養期間については、療養者が有症状の場合には 10 日間、無症状の場合には 7 日間は引き続き、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある者との接触や、感染リスクの高い行動を控えることを前提に、以下のとおり短縮することとし、令和 4 年 9 月 7 日から適用する。（略）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和 4 年 11 月 25 日）より一部省略して掲載

## Ⅱ サロンにおける新型コロナウイルスの感染リスク

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では感染拡大のリスクとして以下の事項が挙げられています。一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、とされている。特に、以下のとおり、感染が高まる「5つの場面」に関しても十分留意をすべきものとされている。

### 【感染が高まる「5つの場面」】

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

**場面① 飲酒を伴う懇親会等**

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



**場面② 大人数や長時間におよぶ飲食**

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



**場面③ マスクなしでの会話**

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



**場面④ 狭い空間での共同生活**

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



**場面⑤ 居場所の切り替わり**

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



● 「場面 1」 飲食を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染リスクを高める。

● 「場面 2」 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染のリスクが高まる。
- 大人数、例えば 5 人以上の飲食は、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

● 「場面 3」 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

● 「場面 4」 狭い空間の共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

● 「場面 5」 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙室、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

以上を踏まえてサロンにおける感染リスクは以下の通りと考えられる。

#### ①密閉空間

- サロン内は施術室、待合室、スタッフルームも含め原則密閉空間である。エアコンは、空気の温度は変化させるが同じ空気が循環していることを踏まえ、窓やドアの開放など（1～2時間に、5～10分程度）でこまめな換気に努めること。
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保すること。また、空気が滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。可能であれば換気装置を設置する。
- 適度な保湿（湿度 40%以上を目安）を維持するため、加湿器等の使用により換気しながら加湿を実施し、また、こまめな拭き掃除を実施する。

#### ②密集場所

- お客様同士が近距離に近すぎないように予約を調整し、また接客も最小人数のスタッフにより対応すること。
- スタッフルーム内等の店舗内で、スタッフ間のフィジカル・ディスタンス（ソーシャル・ディスタンス）を保つことが可能な程度的人员にてサロン運営を行うこと。

#### ③密接場面

- サロン内は、お客様の肌に直接触れる様々な器具や用具をスタッフが使用するケースが考えられる。ウイルスは肌から直接感染するわけではないが、飛沫等で器具や用具が汚染する可能性はあり、できる限り使い捨てのものに変更する、あるいは消毒を徹底することが必要である。
- エステティシャンとお客様の飛沫がお互いに直接接触しない工夫を最大限行うこと。具体的には、可能な限りお客様にもマスクの着用を促し、スタッフはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなど器具を使うことも考えられる。

- トリートメント後は手洗いをを行うことが重要であるが、施術内容によっては手袋などの装着も検討する。また、お客様の飛沫が触れたと考えられる用具等を片付ける際には、施術の合間であっても手袋を装着すべきである。手袋を外した後も手洗い・手指衛生などを行う。

### Ⅲ サロンでの感染拡大防止のための対応

#### 1. お客様への対応

**対応指針1： お客様への注意喚起を実施すること。**

お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等は来店を遠慮して頂くなどを、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。ガイドラインと合わせて作成した顧客注意喚起文書を活用し、各店舗においてお客様への注意喚起を実施すること。

お客様各位

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

一般社団法人 スーパースカルプ発毛協会  
スーパースカルプ発毛センター運営事務局

新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、お客様には以下の点をご理解・厳守いただきますよう強くお願い申し上げます。ご自身で該当すると感じたお客様は、電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。

また、ご来店の際は、マスクの着用をお願い申し上げます。

次の症状がある方、該当する点があるお客様は来店をお控えください。

- ・ 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- ・ 熱がある方。
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
- ・ 咳、痰、または胸部に不快感のある方。
- ・ 強い味覚・嗅覚障害がある方。
- ・ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- ・ 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- ・ その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- ・ 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。

また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があるため、サロン来店の可否について必ず主治医にご相談の上ご来店ください。

なお、地域の学校で学級（学校）閉鎖などが行われた際は、乳幼児・学童・中学生及び高校生の方を同伴されてのご来店はご遠慮ください

以上、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 以上はあくまでも例ですので、こちらの厚生労働省サイトを参考に各サロンの立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)



(QR コード)

- なお国内の感染状況は以下厚生労働省のHPでこまめに確認すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)



(QR コード)

- 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については、常に変化しています。以下の外務省HPを参照し、最新の情報の把握に務めること。 ※2022年12月時点では入国制限等はなし。

- 外務省海外安全情報



(QR コード)

- 各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\\_count.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html)



(QR コード)

## **対応指針 2： 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起がされている期間**

**中は、通常営業時からの変更事項についても周知すること。**

スタッフのマスク装着の感染予防対策やサロンの営業時間の変更等について事前に告知すること。スタッフの健康管理や生活維持もサロンにとっては重要な責務であり、流通の乱れにより、化粧品等の在庫に支障があるケースもある。そのための対応を事前にお客様に周知しご理解をいただくこと。

## **対応指針 3： 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。**

コース契約を行っていただいているが、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、キャンセル料の緩和もしくは無償化及び役務提供期間の延長などによりお客様の不利益にならないような対応をサロン毎に事前に検討し告知すること。

## **対応指針 4： 新型コロナウイルス感染者がサロンスタッフの中から発生した場合の 情報開示と消毒等対応の徹底。**

スタッフにおいて感染者が発生した際の他のお客様への連絡方法について事前に確認すること。そのためにはできるだけ連絡先などを教えておいていただくこと。本ガイドラインに沿って感染したスタッフの出勤停止等の対応をとり、店内の消毒を行う。

## **対応指針 5： 新型コロナウイルスワクチン接種された方への対応**

- 新型コロナウイルスワクチンを接種された方及び接種予定の方には、役務提供の安全性を確保することが目的であることを告げた上で事前にサロンにお申し出いただき、接種日または接種予定日、及び来店予約日を確認すること。
- 新型コロナウイルスワクチン接種された方に関しては、原則はインフルエンザワクチンの接種者と同様に接種当日の役務提供は避けること。
- 接種後 1 週間程度の間は、副反応とみられる症状(注射した部分の痛み、疲労、頭

痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等)が発症していないかを必ず確認し、副反応の症状がみられる場合は役務提供を避けること。または、サロンにお申し出いただきご来店を控えていただくこと。(医療機関等への受診や相談をご検討いただく)

- ワクチン接種により、本人へのコロナウイルス感染を防ぐことができる場合においても、ワクチン接種者を介してワクチン未接種者が感染してしまう危険性は存在します。また、変異種の中には特定のワクチンでは効果のない株の存在の懸念もあり、現状においてはワクチン接種済みのお客様に対しても、未接種のお客様と同様の対応をする必要があります。
- その他、ワクチン接種者への対応は今後厚労省からの情報を定期的に確認すること。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

## 2. 店舗の営業に関する対応

### 対応指針 6： サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。

サロンに於ける衛生管理は、サロンを清潔に保ち、サロンにおける感染の発生を防ぐことを目的としている。現状では通常以上の徹底を図る衛生管理を行うことが必要。

以下、公益財団法人 日本エステティック研究財団発行「エステティックの衛生基準」に基づくサロン内の衛生管理を参考資料としてご参照下さい。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。

公益財団法人 日本エステティック研究財団

「エステティックの衛生基準」参照

[http://www.jerf.or.jp/pdf/23\\_eiseikijun.pdf](http://www.jerf.or.jp/pdf/23_eiseikijun.pdf)



なお、新型コロナウイルスの感染対策としては特に以下の事項を徹底すること。

- サロン店舗内にウイルスを紛れ込ませないことが重要であり、その対策を行うこと。
- サロンにおける手洗い・手指消毒を徹底し、お客様が触れる箇所については、徹底した消毒を行うこと。また、使用する薬品類は所定の場所に保管し、その取り扱いに十分注意すること。希釈して使用するものは、その都度調整し、希釈したものを使い置きしないようにする。

#### ① サロン店舗入口

- ・ 入口に手指消毒剤の配置と消毒の徹底を促すこと。
- ・ ドアノブ等、お客様が触れる箇所は、お客様来店毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒すること。
- ・ 来店されるすべてのお客様にマスクをしての入店をお願いすること、

#### ② サロン来店者

- ・ 来店されるすべてのお客様に本対応指針1で作成した「お客様への注意喚起」の資料を基に確認を行うこと。
- ・ 状況によっては、来店されたお客様の体温を体温計などで確認をすること。
- ・ 上記の確認により「お客様への注意喚起」に該当する場合は、ご理解をいただいたうえお帰りいただくよう徹底すること。
- ・ 高齢のお客様については、より慎重で徹底した対応を行うこと。

#### ③ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備

- ・ お客様同士の感染を防ぐ為に、複数のお客様が出入りする場所の清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
- ・ 掃除時は使い捨て手袋を着用すること。

- ・ 手洗い設備及び水道、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒、または最低1時間に1度の頻度での消毒を行うこと。なお手洗い設備はできるだけトイレ内に設置することが望ましい。
- ・ 巡回清掃の実施及び実施管理記録の保存を徹底すること。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・ 手洗い後は、使い捨てのペーパータオルを使用し、使用済みのペーパータオルは、蓋付のゴミ箱に捨てること。

#### ④ 接客コーナー・カウンセリングコーナー

- ・ 各コーナーの清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
- ・ 出入り口のドアノブ、テーブル、椅子など不特定多数が触れる箇所はお客様のご来店毎に消毒を実施すること。清掃の実施及び実施管理簿の設置を徹底すること。
- ・ 接客時及びカウンセリング時にはお客様と対面で座らず、フィジカル・ディスタンス（ソーシャル・ディスタンス（1 m以上、出来たら2 m以上））の確保を心がけること。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ・ カウンセリング時は、スタッフとお客様の両者がマスクを着用すること。
- ・ 従業員はマスクの着用及びできる限り眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなどの器具を使用し、お客様にもマスクの着用を促すこと。
- ・ カップやグラス等、直接、お客様の手や口が触れるものは、特に洗浄・消毒を徹底すること。もしくは、使い捨てのものを使用すること。

#### ⑤ 施術室及びエリア

- ・ 室内の清掃・消毒を通常以上に徹底すること。
- ・ 手洗い設備、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所については、お客様毎に消毒を実施すること。
- ・ お客様毎に換気を実施すること。

## ⑥ 施術に関わる器具、用具、備品類

- ・ 施術ベッド、施術者用椅子、ワゴン、機器等は、使用都度消毒すること。
- ・ ブラシ等お客様の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法でお客様毎に消毒済みの物と交換を行う。
- ・ 使用済みの備品は必ず消毒をする。
- ・ まくら当て、シーツ等には極力使い捨ての紙製品を使用し、お客様毎にこれを取り替えること。
- ・ その他お客様に接するリネン類はお客様毎に消毒済みのものと交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯を行うこと。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせた消毒（化学的及び物理的消毒法）を行うこと。また、お客様毎に全て消毒が徹底されていることが必要のため、「消毒済み・未使用のもの」と「使用済みのもの」を、明確に分けて保管すること。
- ・ 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てること。また、ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄すること。
- ・ ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用すること。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いをすること。
- ・ 器具及び布片類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを区別し、それぞれ一定の容器に収めること。
- ・ 保管状況に問題がある場合や、使用をひかえたほうが望ましい化粧品、医薬品等を使用しないこと。

## ⑦ 施術者

- ・ 施術の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒を行うこと。
- ・ マスクを正しく装着すること。

- ・ 装着中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する。
- ・ マスクを装着していてもお客様と近づき過ぎないように配慮すること。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒を行うこと。
- ・ 施術作業中は、清潔なユニフォームを着用すること。消毒、洗濯を最低でも毎日おこなうこととし、万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」が曝露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替えること。
- ・ 出来る限り眼鏡・ゴーグルやフェイスガード等を使用し目への飛沫の侵入を防ぐ保護をすること。
- ・ お客様毎に、手洗いを徹底すること。お客様の使用したタオルやリネンの除去の際にはゴム手袋等を使用すること。新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施すること。
- ・ 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、以後他のお客様の施術はしないで直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。
- ・ 手指消毒をよりこまめにすることを心がけること。

#### ⑧ 施術室・サロン内の換気

- ・ 施術終了後、または1～2時間に、5～10分程度窓やドアを開けてサロン全体の空気を入れ換えること。
- ・ 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保すること。また、空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。

### ⑨ レジ及び金銭授受

- ・ 対応前後には必ず手指消毒を行うこと。
- ・ お客様の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておくこと。
- ・ 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、ペン等も、対応後は消毒を行うこと。
- ・ 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。

### ⑩ その他高頻度接触部位の消毒

- ・ タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒を行うこと。
- ・ サロン内エリアおよびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒または除菌を行うと。

### ⑪ スタッフの休憩スペース

- ・ 共有するテーブルやイス等は定期的（使用前後等）に消毒し、換気に努める。
- ・ 一度に休憩する人数を減らし、距離をあげたり、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気を付ける。
- ・ 入室前と退室後には手洗い、手指衛生を行う。

## 3. スタッフの健康管理／処遇

**対応指針6：** スタッフの健康管理を徹底し、お客様とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底すること。万が一、新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合でも、不当な扱いはしないこと。

### ① スタッフ全員の執務前後の体温チェックを徹底すること。

- ・ 熱がある場合は即出勤停止とする。

- ・ 最低限出勤時と退勤時に体温と体調をチェックし、その結果を記録し上長が確認する手順を徹底する。

② 本人に以下の症状及び感染者との接触\*があることが判明した場合

- 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある。
- 熱がある。
- 強いたるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- 咳、痰、または胸部に不快感のある。
- 強い味覚・嗅覚障害がある。
- その他新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状がある。

- ・ 即刻出勤停止とする。
- ・ 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態把握を実施する。
- ・ 個人情報保護に充分留意し、対応をする。

\* 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

③ サロン休業や出勤停止の保証

- ・ サロン休業や出勤停止の際の賃金保証については各社の固有事案であるが、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる出勤停止の場合は、休業手当の支払いが必要ないことがあり得るものの、サロン側の判断でのサロンの休業の場合は、休業手当の支払いが必要になることもあり得る。そのほか、スタッフの子供が登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめサロンとしてスタッフと十分に話し合っておくことが望ましい。

- ・ 法令等の施行により、サロンがとるべき対応に変更を求められることも考慮し、常に厚生労働省や都道府県、市町村のホームページをチェックし、対応をアップデートすることが望ましい。

#### ④ スタッフの移動に関する感染防止対策

- ・ 感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
- ・ 出張はやむを得ない範囲にて実施する。
- ・ 発症した時のため、接客以外にも誰とどこで会ったかの記録は残す。
- ・ サロンの所在地域及びスタッフの居住地における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤時間帯を配慮する

以下のサイトは厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）」になりますのでご参照下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html#Q1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q1)

## 4. 緊急時の対応について

対応指針7： お客様に関する感染情報に接した場合の対応を徹底すること。

2022年11月25日に更新された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、サロン利用者が感染した場合の保健所への報告義務は撤廃されておりますが、今後再び感染拡大により保健所への報告義務が発生した場合でも対応できるよう、顧客のサロン利用状況を記録し保管しておくのが望ましい。

## 5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対応

対応指針8： 予約キャンセル等への対応の仕方をあらかじめ決めておくこと。

- ① 通常期に比べて、感染の不安から予約キャンセルの問い合わせが増えることが想定されるため、感染防止対策の徹底状況をお客様に説明できるようスタッフ間で共有しておくこと。
- ② 感染の不安からの予約キャンセルの場合のキャンセル料は、通常よりも低くするか無償とするか等、事前に検討しておくこと。
- ③ 「中途解約」への対応
  - ア)：サロンが休業した場合は、休業期間分について役務提供期間の延長を行うなどの措置を講じること等を事前に検討し、休業時にすぐにお客様に告知できるよう準備する必要がある。
  - イ)：お客様から「中途解約」の申し入れがあった場合は特定商取引に関する法律により無条件にて手続きを行うこととなっているため、必ず対応すること。

## 最後に

発毛サロンはクラスター感染の発生源となるリスクは低いものの、発生時には営業活動を一次的に停止するなど、大きな影響が考えられます。万が一発生した場合でも、対応不備による事態の悪化等を回避し、積極的な感染防止対策を講じることは、お客様の不安を解消しさらなる信頼獲得にもつながります。また「新しい働き方」として、社会的にテレワークや時差通勤が急速に広がっていることも含めてサロンの営業時間やサービス内容についても社会ニーズに合わせて再検討する必要があると思われます。業界として、お客様と発毛技能士の健康を守るためにも、適切な衛生管理を励行し、万全の体制で運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

## <参考>

首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3)

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp>

／